

IV 産業廃棄物

産業廃棄物については以下に示す基準が定められており、埋立処分に係る判定基準値を満たさない産業廃棄物は特別管理産業廃棄物に分類されます。特別管理産業廃棄物は、遮断型最終処分場に埋立処分されます。

1 埋立処分に係る判定基準

金属を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 48 年 2 月 17 日 総理府令第 5 号）
（最終改正：平成 29 年 6 月 9 日 環境省令第 11 号）

| 項 目 | | 1 規制対象事業場で生じた汚泥 2 1 を処分するために処理したもの | 1 鉍さいおよびその処理物（24 1, 4-ジオキサンを除く） 2 規制対象施設で生じた燃え殻およびその処理物 3 規制対象施設で生じたばいじんおよびその処理物 |
|-----|------------------|---------------------------------------|--|
| 1 | アルキル水銀化合物 | 検出されないこと | |
| | 水銀又はその化合物 | 検液 1L につき 0.005mg 以下 | 検液 1L につき 0.005mg 以下 |
| 2 | カドミウム又はその化合物 | 検液 1L につき 0.09mg 以下 | 検液 1L につき 0.09mg 以下 |
| 3 | 鉛又はその化合物 | 検液 1L につき 0.3mg 以下 | 検液 1L につき 0.3mg 以下 |
| 4 | 有機リン化合物 | 検液 1L につき 1mg 以下 | |
| 5 | 六価クロム化合物 | 検液 1L につき 1.5mg 以下 | 検液 1L につき 1.5mg 以下 |
| 6 | 砒素又はその化合物 | 検液 1L につき 0.3mg 以下 | 検液 1L につき 0.3mg 以下 |
| 7 | シアン化合物 | 検液 1L につき 1mg 以下 | |
| 8 | ポリ塩化ビフェニル | 検液 1L につき 0.003mg 以下 | |
| 9 | トリクロロエチレン | 検液 1L につき 0.1mg 以下 | |
| 10 | テトラクロロエチレン | 検液 1L につき 0.1mg 以下 | |
| 11 | ジクロロメタン | 検液 1L につき 0.2mg 以下 | |
| 12 | 四塩化炭素 | 検液 1L につき 0.02mg 以下 | |
| 13 | 1, 2-ジクロロエタン | 検液 1L につき 0.04mg 以下 | |
| 14 | 1, 1-ジクロロエチレン | 検液 1L につき 1mg 以下 | |
| 15 | シス-1, 2-ジクロロエチレン | 検液 1L につき 0.4mg 以下 | |
| 16 | 1, 1, 1-トリクロロエタン | 検液 1L につき 3 mg 以下 | |
| 17 | 1, 1, 2-トリクロロエタン | 検液 1L につき 0.06mg 以下 | |
| 18 | 1, 3-ジクロロプロペン | 検液 1L につき 0.02mg 以下 | |
| 19 | チウラム | 検液 1L につき 0.06mg 以下 | |
| 20 | シマジン | 検液 1L につき 0.03mg 以下 | |
| 21 | チオベンカルブ | 検液 1L につき 0.2mg 以下 | |
| 22 | ベンゼン | 検液 1L につき 0.1mg 以下 | |
| 23 | セレン又はその化合物 | 検液 1L につき 0.3mg 以下 | 検液 1L につき 0.3mg 以下 |
| 24 | 1, 4-ジオキサン | 検液 1L につき 0.5mg 以下 | 検液 1L につき 0.5mg 以下 |

2 特別管理産業廃棄物の判定基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年9月23日 厚生省令第35号）
（最終改正：令和元年12月20日 環境省令第19号）抜粋

(1) 燃え殻・ばいじん・鉱さい

| 項 目 | 燃え殻・ばいじん・鉱さい | | |
|-------------------------|-------------------------|------------------------|-------------------------|
| | 燃え殻・ばいじん・鉱さい | 処理物 (廃酸・廃アルカリ) | 処理物 (廃酸・廃アルカリ以外) |
| アルキル水銀化合物 ¹⁾ | 検出されないこと | 検出されないこと | 検出されないこと |
| 水銀又はその化合物 ¹⁾ | 検液 1L につき 0.005mg 以下 | 試料 1L につき 0.05mg 以下 | 検液 1L につき 0.005mg 以下 |
| カドミウム又はその化合物 | 検液 1L につき 0.09mg 以下 | 試料 1L につき 0.3mg 以下 | 検液 1L につき 0.09mg 以下 |
| 鉛又はその化合物 | 検液 1L につき 0.3mg 以下 | 試料 1L につき 1mg 以下 | 検液 1L につき 0.3mg 以下 |
| 有機リン化合物 | | | |
| 六価クロム化合物 | 検液 1L につき 1.5mg 以下 | 試料 1L につき 5mg 以下 | 検液 1L につき 1.5mg 以下 |
| 砒素又はその化合物 | 検液 1L につき 0.3mg 以下 | 試料 1L につき 1mg 以下 | 検液 1L につき 0.3mg 以下 |
| シアン化合物 | | | |
| ポリ塩化ビフェニル | | | |
| トリクロロエチレン | | | |
| テトラクロロエチレン | | | |
| ジクロロメタン | | | |
| 四塩化炭素 | | | |
| 1,2-ジクロロエタン | | | |
| 1,1-ジクロロエチレン | | | |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | | | |
| 1,1,1-トリクロロエタン | | | |
| 1,1,2-トリクロロエタン | | | |
| 1,3-ジクロロプロペン | | | |
| チウラム | | | |
| シマジン | | | |
| チオベンカルブ | | | |
| ベンゼン | | | |
| セレン又はその化合物 | 検液 1L につき 0.3mg 以下 | 試料 1L につき 1mg 以下 | 検液 1L につき 0.3mg 以下 |
| 1,4-ジオキサン ²⁾ | 検液 1L につき 0.5mg 以下 | 試料 1L につき 5mg 以下 | 検液 1L につき 0.5mg 以下 |
| ダイオキシン類 ³⁾ | 検液 1g につき 3ng 以下 | 試料 1L につき 100pg 以下 | 検液 1g につき 3ng 以下 |

注 1) ばいじんおよび鉱さい並びにその処理物に適用する。
2) 1,4-ジオキサンは、ばいじん及びその処理物について適用する。
3) ダイオキシン類は、鉱さい及びその処理物について適用を除外する。

(2) 廃油

| 項 目 | 廃油（溶剤に限る） | |
|-----------------|-----------------------|------------------------|
| | 処理物（廃酸・廃アルカリ） | 処理物（廃酸・廃アルカリ以外） |
| アルキル水銀化合物 | | |
| 水銀又はその化合物 | | |
| カドミウム又はその化合物 | | |
| 鉛又はその化合物 | | |
| 有機燐化合物 | | |
| 六価クロム化合物 | | |
| 砒素又はその化合物 | | |
| シアン化合物 | | |
| ポリ塩化ビフェニル | | |
| トリクロロエチレン | 試料 1L につき 1mg 以下 | 検液 1L につき 0.1mg 以下 |
| テトラクロロエチレン | 試料 1L につき 1mg 以下 | 検液 1L につき 0.1mg 以下 |
| ジクロロメタン | 試料 1L につき 2mg 以下 | 検液 1L につき 0.2mg 以下 |
| 四塩化炭素 | 試料 1L につき 0.2mg 以下 | 検液 1L につき 0.02mg 以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 試料 1L につき 0.4mg 以下 | 検液 1L につき 0.04mg 以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 試料 1L につき 10mg 以下 | 検液 1L につき 1mg 以下 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 試料 1L につき 4mg 以下 | 検液 1L につき 0.4mg 以下 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 試料 1L につき 30mg 以下 | 検液 1L につき 3 mg 以下 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 試料 1L につき 0.6mg 以下 | 検液 1L につき 0.06mg 以下 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 試料 1L につき 0.2mg 以下 | 検液 1L につき 0.02mg 以下 |
| チウラム | | |
| シマジン | | |
| チオベンカルブ | | |
| ベンゼン | 試料 1L につき 1mg 以下 | 検液 1L につき 0.1mg 以下 |
| セレン又はその化合物 | | |
| 1,4-ジオキサン | 試料 1L につき 5mg 以下 | 検液 1L につき 0.5mg 以下 |
| ダイオキシン類 | | |

(3) 汚泥・廃酸・廃アルカリ

| 項 目 | 汚泥・廃酸・廃アルカリ | | | |
|-----------------|-------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------|
| | 汚泥 | 廃酸・廃アルカリ | 処理物（廃酸・廃アルカリ） | 処理物（廃酸・廃アルカリ以外） |
| アルキル水銀化合物 | 検出されないこと | 検出されないこと | 検出されないこと | 検出されないこと |
| 水銀又はその化合物 | 検液 1L につき 0.005mg 以下 | 試料 1L につき 0.05mg 以下 | 試料 1L につき 0.05mg 以下 | 検液 1L につき 0.005mg 以下 |
| カドミウム又はその化合物 | 検液 1L につき 0.09mg 以下 | 試料 1L につき 0.3mg 以下 | 試料 1L につき 0.3mg 以下 | 検液 1L につき 0.09mg 以下 |
| 鉛又はその化合物 | 検液 1L につき 0.3mg 以下 | 試料 1L につき 1mg 以下 | 試料 1L につき 1mg 以下 | 検液 1L につき 0.3mg 以下 |
| 有機燐化合物 | 検液 1L につき 1mg 以下 | 試料 1L につき 1mg 以下 | 試料 1L につき 1mg 以下 | 検液 1L につき 1mg 以下 |
| 六価クロム化合物 | 検液 1L につき 1.5mg 以下 | 試料 1L につき 5mg 以下 | 試料 1L につき 5mg 以下 | 検液 1L につき 1.5mg 以下 |
| 砒素又はその化合物 | 検液 1L につき 0.3mg 以下 | 試料 1L につき 1mg 以下 | 試料 1L につき 1mg 以下 | 検液 1L につき 0.3mg 以下 |
| シアン化合物 | 検液 1L につき 1mg 以下 | 試料 1L につき 1mg 以下 | 試料 1L につき 1mg 以下 | 検液 1L につき 1mg 以下 |
| ポリ塩化ビフェニル | 検液 1L につき 0.003mg 以下 | 試料 1L につき 0.03mg 以下 | 試料 1L につき 0.03mg 以下 | 検液 1L につき 0.003mg 以下 |
| トリクロロエチレン | 検液 1L につき 0.1mg 以下 | 試料 1L につき 1mg 以下 | 試料 1L につき 1mg 以下 | 検液 1L につき 0.1mg 以下 |
| テトラクロロエチレン | 検液 1L につき 0.1mg 以下 | 試料 1L につき 1mg 以下 | 試料 1L につき 1mg 以下 | 検液 1L につき 0.1mg 以下 |
| ジクロロメタン | 検液 1L につき 0.2mg 以下 | 試料 1L につき 2mg 以下 | 試料 1L につき 2mg 以下 | 検液 1L につき 0.2mg 以下 |
| 四塩化炭素 | 検液 1L につき 0.02mg 以下 | 試料 1L につき 0.2mg 以下 | 試料 1L につき 0.2mg 以下 | 検液 1L につき 0.02mg 以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 検液 1L につき 0.04mg 以下 | 試料 1L につき 0.4mg 以下 | 試料 1L につき 0.4mg 以下 | 検液 1L につき 0.04mg 以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 検液 1L につき 1mg 以下 | 試料 1L につき 10mg 以下 | 試料 1L につき 10mg 以下 | 検液 1L につき 1mg 以下 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 検液 1L につき 0.4mg 以下 | 試料 1L につき 4mg 以下 | 試料 1L につき 4mg 以下 | 検液 1L につき 0.4mg 以下 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 検液 1L につき 3mg 以下 | 試料 1L につき 30mg 以下 | 試料 1L につき 30mg 以下 | 検液 1L につき 3mg 以下 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 検液 1L につき 0.06mg 以下 | 試料 1L につき 0.6mg 以下 | 試料 1L につき 0.6mg 以下 | 検液 1L につき 0.06mg 以下 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 検液 1L につき 0.02mg 以下 | 試料 1L につき 0.2mg 以下 | 試料 1L につき 0.2mg 以下 | 検液 1L につき 0.02mg 以下 |
| チウラム | 検液 1L につき 0.06mg 以下 | 試料 1L につき 0.6mg 以下 | 試料 1L につき 0.6mg 以下 | 検液 1L につき 0.06mg 以下 |
| シマジン | 検液 1L につき 0.03mg 以下 | 試料 1L につき 0.3mg 以下 | 試料 1L につき 0.3mg 以下 | 検液 1L につき 0.03mg 以下 |
| チオベンカルブ | 検液 1L につき 0.2mg 以下 | 試料 1L につき 2mg 以下 | 試料 1L につき 2mg 以下 | 検液 1L につき 0.2mg 以下 |
| ベンゼン | 検液 1L につき 0.1mg 以下 | 試料 1L につき 1mg 以下 | 試料 1L につき 1mg 以下 | 検液 1L につき 0.1mg 以下 |
| セレン又はその化合物 | 検液 1L につき 0.3mg 以下 | 試料 1L につき 1mg 以下 | 試料 1L につき 1mg 以下 | 検液 1L につき 0.3mg 以下 |
| 1,4-ジオキサン | 検液 1L につき 0.5mg 以下 | 試料 1L につき 5mg 以下 | 試料 1L につき 5mg 以下 | 検液 1L につき 0.5mg 以下 |
| ダイオキシシン類 | 検液 1g につき 3ng 以下 | 試料 1L につき 100pg 以下 | 試料 1L につき 100pg 以下 | 検液 1g につき 3ng 以下 |